

「老人クラブ賠償責任保険」に関するよくある質問（Q&A）

作成：（公財）全国老人クラブ連合会 保険係

【加入に関して】

Q 1. 「老人クラブ賠償責任保険」とは、どのような保険ですか？

A 1. 「老人クラブ賠償責任保険」は、クラブまたはクラブ会員が加害者となった場合に被害を受けた相手方に支払われる保険です

(往復途上の事故および自分のケガは対象にはなりません)。

詳しい掛金や補償内容は、別添「老人クラブ賠償責任保険パンフレット」をご覧ください。

Q 2. 「老人クラブ賠償責任保険」には、どのようなメリットがありますか？

A 2. 「老人クラブ賠償責任保険」は、老人クラブ会員専用の保険で、会員を代表して全国老人クラブ連合会が一括で契約することにより、安価な掛金（一人あたり100円）と簡単な手続きで加入できます。また国庫補助金の対象となっています。

Q 3. 保険に入るための条件はありますか？

A 3. 原則として単位老人クラブごとのご加入です。お申込み時に会員名簿に記載されている全会員の加入が条件となります。

Q 4. 保険に入るにはどうしたらよいのですか？

A 4. まずは所属するクラブで「保険担当者」を1名決めてください。「保険担当者」は、保険に関する役割（次項参照）を担っていただける方であれば、会長等の役職者でなくてもかまいません。

「保険担当者」より、全国老人クラブ連合会保険係（連絡先：裏面）までご連絡いただければ、資料をお送りします。

Q 5. 「保険担当者」はどのようなことをするのですか？

A 5. 「保険担当者」には、次のような役割を担っていただきます。

- ① 加入申込書（兼払込取扱票）の記入と払込み
- ② 払込受領証の保管
- ③ 事故発生時の連絡と届出書類の記入発送 等

Q 6. この保険にはいつでも入ることができますか？

A 6. この保険の補償期間は、10月1日から1年間です。申し込みの手続き期間は、加入申込書類到着から9月15日までです。締め切り後も毎月加入ができます。

Q 7. 老人クラブの活動に参加する会員だけで入ることはできますか？

A 7. できません。クラブ加入のため、所属するすべての会員が加入することになります。申込時点の正確な会員数で申し込んでください。事故調査時に会員数の申告が正しくないことが判明した場合は、補償に影響を及ぼします。

Q 8. 夫（妻）は老人クラブ会員ではないのですが、一緒に加入できますか？

A 8. できません。この保険に加入できるのは老人クラブの会員本人のみです。クラブ会員でない配偶者や家族は加入することができません。

Q 9. 単位老人クラブではなく、連合会やサークル、女性部、若手部などの単位で申し込むことができますか？

A 9. できません。原則として単位老人クラブとして正しいクラブ名で申し込んでください。

Q 10. 加入後、領収書や保険証券は発行されますか？

A 10. 個々の加入者には発行されません。

領収書は、掛金を払い込みした「払込受領証」がその証となります。

また、この保険は上記A 2 で回答したとおり、全国老人クラブ連合会を契約者とする団体保険ですので、保険証券は全国老人クラブ連合会宛に発行されます。

Q 11. 申し込みの時に会員名簿の提出は必要ですか？

A 11. 必要ありません。事故が発生した際には保険会社にご提出いただきますので、クラブで備え付けておいてください。

Q 12. 「法律上の賠償責任」とは？

A 12. 「法律上」というと賠償事故があった場合、その都度裁判によって他人の権利侵害があったのか判断を求めるわけではなく、過去の判例などを基にして、保険会社は法律上の賠償責任の有無や過失割合を検討し、賠償責任保険金を支払うかどうかを判断します。

Q 13. 加入申込後に会員が増えた（減った）場合はどうすればよいですか？

A 13. 会員の増減があっても届出や掛金の追加（返金）は必要ありません。増加した会員は、届出がなくても補償の対象になります。

【事故が発生したとき】

Q 14. 賠償事故が発生したときはどのような手続きをするのですか？

A 14. まず、クラブの「保険担当者」へご連絡ください。

① 「保険担当者」から全国老人クラブ連合会保険係までご連絡ください。

② 「保険担当者」へ「事故の届出用紙」をお送りします。

③ 「事故の届出用紙」と「会員名簿」を保険会社に送ってください。

④ 保険会社から届く「保険金請求書」で請求手続きを進めてください。

Q 15. 「事故の届出用紙」はいつ送るのですか？

A 15. お手元に届いたらできるだけ早く送ってください。

Q 16. 示談交渉は保険会社がしてくれますか？

A 16. 示談交渉サービスは行いません。保険会社からの助言に基づき、ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。

その他ご不明な点は、全国老人クラブ連合会保険係（03-3597-8770）までご連絡ください。